

南島原市保健センター照明設備賃貸借
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、南島原市保健センター照明設備賃貸借の遂行に最も適している事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

南島原市保健センター照明設備賃貸借

(2) 履行場所／施設名

南島原市布津保健センター 南島原市布津町乙 470 番地

南島原市有家保健センター 南島原市有家町山川 131 番地 1

南島原市北有馬保健センター 南島原市北有馬町戊 2818 番地 3 他

南島原市加津佐保健センター 南島原市加津佐町己 3517 番地 1

(3) 内 容

賃貸借契約による照明設備の更新（別紙仕様書による）

- ・照明設備の設置に必要な付属品一式の賃貸借
- ・照明設備の設置に必要な付属品一式の取替等工事
- ・既存の設備撤去、運搬、廃棄処分
- ・事業遂行に必要な現地調査、設計業務等
- ・取替えを行った照明設備の保守
- ・取替工事完成図書作成

(4) 契約概要

- ・地方自治法第 234 条の 3 及び南島原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約

(5) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間

- ・すべての照明設備を令和 8 年 2 月 28 日までに設置すること。
- ・賃貸借期間終了後、南島原市に無償譲渡すること。

3. 提案上限額

総額 10,441,200 円（消費税及び地方消費税込）

（5 年間の賃貸借総額）

本プロポーザルにおける提案時の見積額は、この金額を超えてはならない。ただし、この金額は契約時の予定価格とは異なるものであることに留意すること。

4. スケジュール

公募開始	令和7年9月10日（水曜日）
質問締切	令和7年9月26日（金曜日）正午
質問回答	令和7年10月1日（水曜日）午後5時00分まで
参加表明書提出締切	令和7年10月8日（水曜日）正午
提案書提出締切	令和7年10月15日（水曜日）正午
審査結果通知	令和7年11月初旬予定
契約	令和7年11月中旬予定
工事期間	契約日から令和8年2月28日（土曜日）まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日

5. 参加者の資格

- （１）参加者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体の法人又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
- （２）グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者を１社選定する。なお、各構成員は、他のグループの構成員として当プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、本市との協議により認めた時はこの限りではない。
- （３）参加者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。
- ア 事業役割 当契約の契約者となり、業務遂行の全ての責を負う。
- イ 施工役割 施工に関する全ての業務を実施する。
- ウ その他の役割：上記ア、イ以外に本業務に必要とされる業務を実施する。
- ※ 各役割（事業役割を除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- （４）参加者が法人格を有する単体の法人の場合
- ア 令和7年度の南島原市物品調達・その他業務における入札参加有資格者であること。
- イ 実施要領等公表の日から過去５年以内に地方公共団体と照明設備賃貸借の契約実績を有している者であること。
- ウ 施工役割を担う者は、「令和7年度南島原市建設工事入札参加資格審査申請」において、「電気工事」の希望登録を行っている事業所で、南島原市内に本社又は委任営業所を有している者であること。

(5) グループの場合

- ア 代表者は、令和7年度の南島原市物品調達・その他業務における入札参加有資格者であること。
- イ 代表者は、実施要領等公表の日から過去5年以内に地方公共団体と照明設備賃借の契約実績を有している者であること。
- ウ 施工役割を担う者は、「令和7年度南島原市建設工事入札参加資格審査申請」において、「電気工事」の希望登録を行っている事業所で、南島原市内に本社又は委任営業所を有している者であること。

6. 参加者の制限

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込時点から契約締結までの間において、南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可の決定された者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の都道府県民税、市区町村民税、消費税又は地方消費税を滞納していない者。
- (5) 本プロポーザルへの参加表明書の提出時点までの6ヶ月間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡り手形を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実が無い者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (7) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

7. 参加手続

- (1) 担当部署、問い合わせ先

〒859-2412 長崎県南島原市

南島原市 福祉保健部 健康づくり課（担当：白倉）

電話 0957-73-6641

FAX 0957-85-3142

メールアドレス hokennekin@city.minamishimabara.lg.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。なお、書類の様式は南島原市健康づくり課又は南島原市ホームページから入手すること。

ア 書類内容

①参加表明書

指定様式（様式1号）を使用して提出すること。

②企画提案書

仕様書に示した業務内容について、提案内容を記載した企画提案書を提出すること。

③見積書

見積書の宛名は、「南島原市長 松本 政博」とすること。見積書には、会社名、代表者氏名、代表者印、所在地、見積年月日、件名及び見積金額（月額及び参考金額（5年間予定額）を消費税及び地方消費税の額を抜いて記載すること）を記入し、見積金額の項目ごとの内訳が分かるようにすること。

④会社概要資料

経歴、類似業務の実績資料

⑤業務実施体制

実施体制が体系的に分かる資料

⑥受注実績調書

指定様式（様式第4号）を使用して提出すること。

※提出書類は、原則A4版で作成すること。

イ 提出部数／提出期限

① 参加表明書（様式1号）	1部・・・	令和7年10月8日
② 企画提案書	5部	（水曜日）正午まで
③ 業務工程表	5部	
④ 見積書	1部	令和7年10月15日 （水曜日）正午まで
⑤ 会社概要資料（様式6号）	5部	
⑥ 業務実施体制（様式5号）	5部	
⑦ 受注実績調書（様式4号）	5部	

(3) 提出場所（1）に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る（郵送の場合は提出期限日までに必着のこと）

(5) 提出書類の取り扱い

ア 1応募者につき1提案（1企画書）とする。

イ 提出時には、企画提案書及び関係資料以外いかなる書類も受け付けない。

- ウ 提出後の書類差し替え及び追加、削除は認めない。ただし、南島原市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- エ 提出されたすべての書類は返却しない。
- オ 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外において、提出した者に無断で利用しない。

8. 質疑

本業務に質問がある場合は、公募開始日から令和7年9月26日（金曜日）正午までに、質問書（様式2号）を使用し、南島原市健康づくり課へ持参、メール、FAXのいずれかの方法で提出すること。

※送付後は、電話で到着確認を行うこと。

9. 質疑に対する回答

令和7年10月1日（水曜日）午後5時00分までに、参加表明書を提出したすべての事業者に対し、電子メール又はFAXで回答する。ただし、以下の質問に対しては、回答を行わない。

- （1）実施要領、仕様書に対する個人的な意見
- （2）提案しようとする内容についての是非を問うもの
- （3）質問者が自ら判断又は調査するべきもの
- （4）事業と直接関係のない質問

※回答を受けた事業者は、遅滞なく電子メール又はFAXにて南島原市健康づくり課へ受領した旨の連絡を行うこと。

10. 辞退届の提出

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3号）を速やかに南島原市健康づくり課に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※送付後は、電話で到着確認を行うこと。

11. 評価方法及び評価基準

- （1）評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- （2）評価方法
評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。
- （3）候補者の選定

- ①（２）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ②最高点のものが複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
- （４）選定結果の通知
 - ①選定後は参加したすべての事業者に対し、選定・非選定の結果を電子メール及び郵送にて通知する。
 - ②審査に対する要求や結果の内容に関する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。
- （５）失格事由
 - ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ②プロポーザル審査に出席できない場合
 - ③本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ④見積書の金額が「３．提案上限額」の上限額を超える場合
 - ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- （６）その他
 - 提案者が１者のみであっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

12. 契約手続

- （１）選定された者と南島原市との間で、賃貸借契約を締結する。
- （２）賃貸借契約内容及び契約金額については、本要領及び企画提案書等に基づき提案が採用された者と改めて協議を行った上で決定し、契約を締結する。
- （３）契約代金の支払い開始時期は、すべての設備設置業務の完了後（完了報告書提出後）とする。
- （４）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書面（様式は任意）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13. その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）書類作成や提出に係る費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を請求することはできない。
- （３）企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類について、南島原市が必要と認める場合に、南島原市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- （４）再委託については原則不可とする。ただし、業務を遂行するにあたり当該事業者が持ち合わせていない専門的な部分等については、一部の再委託を可能とする。その場合は、企画提案書に再委託先の事業者名や再委託内容を記載すること。
- （５）参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。